

議案第6号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成22年12月8日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「指定管理者の指定について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

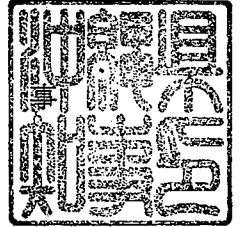
議案「指定管理者の指定について」に対する意見

議案「指定管理者の指定について」については、異議ありません。

教 文 第 1457 号
平成 22 年 12 月 1 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」について、貴教育委員会の意見を求めます。

議案の概要の説明

部課名 教育庁文化課

1 件名

指定管理者の指定について

2 議案提出の必要性

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないため。

3 議案の概要

地方自治法第244条の2第6項の規定により沖縄県立博物館・美術館の指定管理者及び指定の期間を定める。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項
沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第72号）第7条

5 関係各課との調整状況

管理に要する費用の上限額については、財政課と調整済み

6 添付資料

(1)地方自治法第244条の2

(2)沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第7条

乙第 号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者となる団体 文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成22年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。